

point
2

通知カードが入った封筒を受け取ったら…

「通知カード・個人番号カード交付申請書」の上の部分が通知カードです。
丁寧に切り離して、大切に保管して下さい。

※通知カードは、職場や市役所などで、社会保障、税、災害対策の分野の各種手続きにおいて提示を求められることがあります。汚れたり破れたりしないよう、大事に取り扱しましょう。

さらに、あなたの「個人番号カード」が申請できます

希望する人は、「通知カード・個人番号カード交付申請書」のキリトリ線から下の部分に必要事項を記入し、顔写真を貼って、返信用封筒でお送りください。

個人番号カードとは

マイナンバーが記載された個人番号カードは、様々な本人確認の場面で利用できるカードです。
ICチップに記録される電子証明書で各種の電子申請が行えるほか、将来的にも様々な使いみちが検討されています。

交付時期
平成 28 年
1 月以降

point
3

問い合わせ先はこちら

マイナンバーに関する疑問・質問にお答えするコールセンターが設置されています。
☎0570-20-0178（日本語） ☎0570-20-0291（外国語） ※通話料がかかります。
受付時間 9 時 30 分～17 時 30 分（土日・祝日・年末年始を除く）
その他、詳しい情報については、以下のサイトでご確認いただけます。
個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>
マイナンバー制度と個人番号カード http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html
このページに関するお問合せは、市民課 ☎85-5502 へ

!

マイナンバー制度をかたった詐欺に注意!!

「マイナンバーの登録のために必要」などとして、個人情報や口座番号などを聞き取ろうとする不審な電話・訪問が各地で発生しています。
マイナンバー通知のため、行政機関から手続きを求めたり、個人情報を尋ねることはありません。不審な電話にはすぐに答えず、相手の連絡先や用件をメモして、家族や市役所などに相談しましょう。



気をつけて!!



お届けします。 通知カード（マイナンバー）

来年 1 月から、社会保障・税・災害対策の分野の手続きに必要なマイナンバー。いよいよ今月から、個人番号（マイナンバー）などが記載された「通知カード」の発送が開始されます。

point
1

すべての人に通知カードをお送りします。

10 月から順次、住民票があるすべての人にマイナンバー（個人番号）などが記載された「通知カード」をお送りします。

「通知カード」（紙製）は、封筒に入れられ、原則として、住民票の住所地に世帯ごとに簡易書留で届きます。

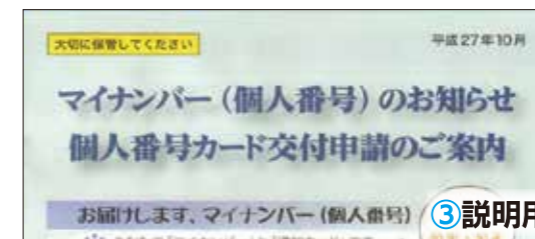
受け取った封筒には次のものが入っています。



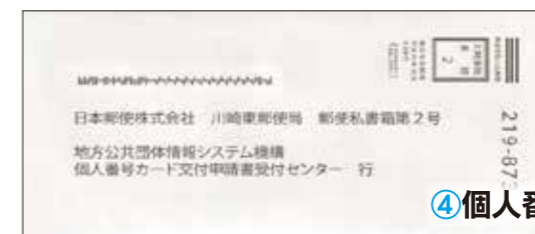
①宛名台紙（問い合わせ先が記載されています）



②通知カードなど（世帯人数分。1 通で 8 人まで）



③説明用パンフレット（8 ページ）



④個人番号カード申請書の郵送用封筒